

令和2年11月25日

第9回 日南町議会臨時会議案

日 南 町

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年日南町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定にあつては令和3年4月1日から施行する。

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

日南町長 中村 英明

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年日南町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定にあつては、令和3年4月1日から施行する。

日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日南町職員の給与に関する条例（昭和46年日南町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。))にあつては<u>100分の105</u>)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (表は省略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。))にあつては<u>100分の110</u>)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (表は省略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。))にあつては<u>100分の107.5</u>)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (表は省略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。))にあつては<u>100分の105</u>)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (表は省略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。 4～6 (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定にあつては令和3年4月1日から施行する。

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

日南町長 中村 英明

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日南町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 <u>(令和2年度における期末手当の特例)</u></p> <p>2 <u>令和2年12月に支給する期末手当について、第11条及び第21条の規定に基づき給与条例第19条第2項の規定を準用する場合は、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 <u>(新設)</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日から施行する。